

振り込め詐欺救済法

Q & A

1. 制度の概要
 2. 取引の停止等の措置
 3. 預金等債権の消滅手続
 4. 分配金の支払手続
 5. 分配金の支払の申請
 6. 決定及び分配金の支払
 7. その他
- ◆ 申請書等様式の記載例
 - ◆ 用語の解説

目 次

1. 制度の概要

・・・ P. 1

- Q1 振り込み詐欺救済法はどのような法律なのか。
- Q2 被害回復分配金とはどのようなものですか。
- Q3 どのような方が振り込み詐欺救済法の対象となりますか。
- Q4 手続の流れはどのようになっていますか。
- Q5 手続は誰が行うのですか。
- Q6 振込先の預金口座等について消滅手続や支払手続が進行しているか確認することはできますか。
- Q7 公告はどのように行われるのですか。
- Q8 被害回復分配金の支払を受けるにはどのくらいの時間がかかりますか。

2. 取引の停止等の措置

・・・ P. 4

- Q9 振り込み詐欺等の被害にあった場合、まず何をすればよいのですか。
- Q10 預金口座等の取引の停止等の措置はどのような場合に行われるのですか。

3. 預金等債権の消滅手続

・・・ P. 5

- Q11 どのような預金口座等が消滅手続の対象となるのですか。
- Q12 直接の振込先以外の預金口座等も消滅手続の対象となるのですか。
- Q13 消滅手続の開始の要件としてはどのようなものがあるのですか。
- Q14 消滅手続に入らない場合としてどのような場合があるのですか。
- Q15 消滅手続においては、どのような事項が公告されるのですか。
- Q16 権利行使の届出等とはどのようなものですか。
- Q17 消滅手続において公告の期間はどのくらいですか。
- Q18 やむを得ない事情で権利行使の届出等を行わなかったために預金等債権が消滅させられた場合、口座名義人はどうすればよいのですか。

4. 分配金の支払手続

・・・ P. 8

- Q19 消滅手続が行われた後、支払手続が開始されない場合として、どのような場合があるのですか。
- Q20 被害回復分配金の支払を受けることができない場合として、どのような場合があるのですか。
- Q21 支払手続においては、どのような事項が公告されるのですか。
- Q22 支払手続において公告の期間はどれくらいですか。
- Q23 いつ公告が始まるか、常に公告をチェックしていなければいけないのですか。

5. 分配金の支払の申請

・・・ P. 10

- Q24 支払の申請はどのようにすればよいのですか。
- Q25 支払を申請できる期間は決まっていますか。
- Q26 申請を代理人にお願いしようと思っているのですが、可能ですか。
- Q27 支払の申請をするためにどのような資料を準備すればよいのですか。
- Q28 本人確認資料としてはどのような資料を準備すればよいのですか。
- Q29 申請にあたって、申請手数料などはとられませんか。
- Q30 金融機関から支払に係る公告が始まっているとの連絡があった場合、どうすればよいのですか。
- Q31 申請書と添付資料はどのようにして提出すればよいのですか。どの金融機関に提出すればよいのですか。
- Q32 被害者の決定が確定する前に、その被害者が死亡した場合は、どうすればよいのですか。
- Q33 被害者やその相続人が支払を受けることができることが決定した後、その被害者や相続人が死亡した場合は、どうすればよいのですか。
- Q34 氏名や住所に変更があったり、代理人が替わったりした場合には、どうすればよいのですか。

6. 決定及び分配金の支払

・・・ P. 14

- Q35 被害にあったお金は全額が支払われますか。
- Q36 分配額はどのようにして決められるのですか。
- Q37 自分に支払われる被害回復分配金の金額を知りたいのですが、どうすればよいのですか。
- Q38 決定表を閲覧するにはどのようにすればよいのですか。
- Q39 被害回復分配金の支払はどのようにしてなされますか。
- Q40 支払われた被害回復分配金には課税されますか。

7. その他

・・・ P. 17

- Q41 申請期間内に申請できなかったのですが、手続終了後には、もう被害回復分配金の支払を受けることはできないのですか。
- Q42 振込先の預金口座等からお金が引き出されてしまっている場合には、どのようにして被害回復を図ればよいのですか。
- Q43 振り込め詐欺救済法以外の被害回復の制度はありますか。
- Q44 被害回復分配金の支払を受けたら、犯人への損害賠償請求権などの請求権はどうなりますか。
- Q45 被害回復分配金の支払を受ける権利を他人に譲り渡したいのですが、可能ですか。
- Q46 預金等債権の消滅手続を行い、被害者等に支払を行った後で残った資金はどうなるのですか。
- Q47 振り込め詐欺救済法の施行前の被害についても救済を受けることはできますか。
- Q48 実際には被害者等でないのに、被害者等になりすまして申請などの手続をしたらどうなりますか。

◆ 申請書等様式の記載例

・・・ P. 20

◆ 用語の解説

・・・ P. 25

1. 制度の概要

Q1 振り込み詐欺救済法はどのような法律なのですか。

Q2 被害回復分配金とはどのようなものですか。

Q3 どのような方が振り込み詐欺救済法の対象となりますか。

Q4 手続の流れはどのようになっていますか。

Q5 手続は誰が行うのですか。

Q6 振込先の預金口座等について消滅手続や支払手続が進行しているか確認することはできますか。

Q7 公告はどのように行われるのですか。

Q8 被害回復分配金の支払を受けるにはどのくらいの時間がかかりますか。

Q1 振り込み詐欺救済法はどのような法律なのですか。

A 振り込み詐欺救済法は、振り込み詐欺等の被害者等に対する被害回復分配金の支払手続等を定める法律です。

Q2 被害回復分配金とはどのようなものですか。

A 振り込み詐欺救済法は、預金口座等が犯罪に利用されたと疑うに足る相当な理由があると金融機関が認めた場合において、当該預金口座等の名義人の権利を消滅させます。その後、当該預金口座等の残高を原資として被害者等に支払われる分配金を被害回復分配金といいます。

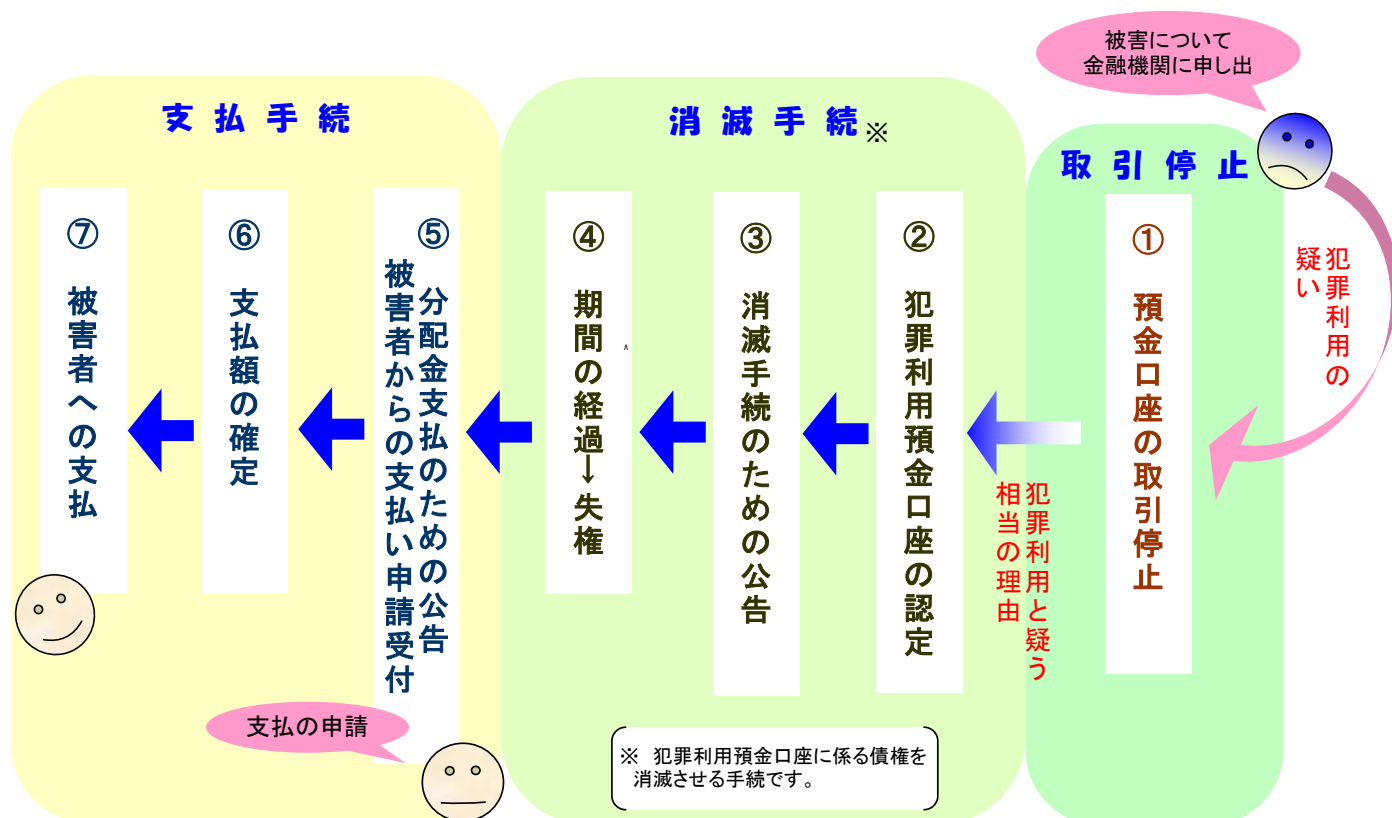
Q3 どのような方が振り込め詐欺救済法の対象となりますか。

A 振り込め詐欺などの詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振込みが利用されたものにより被害を受けた方が、振り込め詐欺救済法の救済の対象となります。

一般的に対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺、SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺等のうち、預金口座等への振込みにより被害が発生した場合が該当します。

Q4 手続の流れはどのようなになっていますか。

A 以下のとおりです。(それぞれの手続の内容については後掲)



Q5 手続は誰が行うのですか。

A 振込先の金融機関において、この法律による手続が行われます。また、手続における公告は、金融機関の依頼により、預金保険機構において行われます。

Q6 振込先の預金口座等について消滅手続や支払手続が進行しているか確認することはできますか。

A 消滅手続や支払手続の進行状況については、振込先の金融機関にお問い合わせください。

また、振込先の口座について公告が行われていれば、預金保険機構のウェブサイトにおいて、振込先の預金口座等の残高や、被害回復分配金の支払申請期間等をご覧頂くことができます。

○参考 振り込め詐欺救済法に基づく公告(預金保険機構ウェブサイト)

<https://furikomesagi.dic.go.jp/>

Q7 公告はどのように行われるのですか。

A 公告は、預金保険機構のウェブサイト上で行われます。

なお、振込先の金融機関に被害を申し出た方には、支払手続時に金融機関から個別に連絡が行われますので、被害を受けた方は振込先の金融機関にお問い合わせ下さい。

消滅手続のための公告について→Q15～17

支払手続のための公告について→Q21～23

Q8 被害回復分配金の支払を受けるにはどのくらいの時間がかかりますか。

A 被害回復分配金の支払を受けるまでには、預金等の消滅手続や支払手続が必要であるため、連絡して直ちに支払が受けられるものではありません。実際に支払を受けられるまでに少なくとも半年以上かかるのが一般的です。

支払までの期間については、手続の進捗状況によって異なりますので、詳しくは振込先の金融機関にお問い合わせください。

2. 取引の停止等の措置

Q9 振り込め詐欺等の被害にあった場合、まず何をすればよいのですか。

Q10 預金口座等の取引の停止等の措置はどのような場合に行われるのですか。

Q9 振り込め詐欺等の被害にあった場合、まず何をすればよいのですか。

A 被害にあった場合は、まず、警察や金融機関に連絡し、振込先の預金口座等の取引の停止を求めて下さい。

*** 振り込め詐欺救済法において、振り込んだお金が一部引き出されている場合には、被害者等への被害回復分配金は被害者の振込額に応じて減額されます。**

Q10 預金口座等の取引の停止等の措置はどのような場合に行われるのですか。

A 預金口座等が犯罪に利用された疑いがある場合に、預金口座等の取引の停止等の措置が行われます。

3. 預金等債権の消滅手続

Q11 どのような預金口座等が消滅手続の対象となるのですか。

Q12 直接の振込先以外の預金口座等も消滅手続の対象となるのですか。

Q13 消滅手続の開始の要件としてはどのようなものがあるのですか。

Q14 消滅手続に入らない場合としてどのような場合があるのですか。

Q15 消滅手続においては、どのような事項が公告されるのですか。

Q16 権利行使の届出等とはどのようなものですか。

Q17 消滅手続において公告の期間はどのくらいですか。

Q18 やむを得ない事情で権利行使の届出等を行わなかったために預金等債権が消滅させられた場合、口座名義人はどうすればよいのですか。

Q11 どのような預金口座等が消滅手続の対象となるのですか。

A 預金口座等が犯罪に利用されたと疑うに足りる相当な理由があると金融機関が認めた場合において、当該預金口座等に係る債権が消滅手続の対象となります。

Q12 直接の振込先以外の預金口座等も消滅手続の対象となるのですか。

A 直接の振込先以外の預金口座等であっても、専ら資金を移転するために利用された疑いのある預金口座等であって、当該預金口座等の資金が振込先の資金と実質的に同じと認められるものについては、消滅手続の対象となる可能性があります。

Q13 消滅手続の開始の要件としてはどのようなものがあるのですか。

A 預金口座等が犯罪に利用されたと疑うに足りる相当な理由があるかどうかについては、金融機関が以下の事由その他の事情を勘案して判断します。

- ・ 捜査機関等からの、預金口座等の不正な利用に関する情報提供
- ・ 捜査機関等からの情報等に基づいて行った調査結果
- ・ 名義人の所在等の状況調査結果
- ・ 取引の状況

Q14 消滅手続に入らない場合としてどのような場合があるのですか。

A 預金等債権について、例えば、以下の手続がとられている場合には、消滅手続に入りません。

- ・ 払戻しの訴えが提起されている場合
- ・ 強制執行、仮差押え、仮処分の手続、担保権の実行、国税滞納処分等の手続が行われている場合

Q15 消滅手続においては、どのような事項が公告されるのですか。

A 消滅手続においては、例えば、以下の事項が公告されます。

- ・ 対象預金口座等のある金融機関、店舗、預金等の種別、口座番号
- ・ 対象預金口座等の名義人の氏名、名称
- ・ 対象預金等債権の額
- ・ 権利行使の届出期間、方法

Q16 権利行使の届出等とはどのようなものですか。

- A** 消滅手続の対象となる預金口座等の名義人または被害者を含む債権者が、金融機関に対する所定の届出や、払戻しの訴えの提起、強制執行等を行うことを権利行使の届出等と呼びます。

消滅手続において、公告に定める期間内に権利行使の届出等があった場合には消滅手続は終了し、振り込め詐欺救済法に基づく分配は行われなくなります。

この場合、被害を回復するためには、犯人に対する民事上の請求等を行う必要があります。

Q17 消滅手続において公告の期間はどのくらいですか。

- A** 消滅手続における公告の期間は 60 日以上とされています。

Q18 やむを得ない事情で権利行使の届出等を行わなかったために預金等債権が消滅させられた場合、口座名義人はどうすればよいのですか。

- A** 対象預金等債権に対する権利行使の届出等を行わなかったことについてのやむを得ない事情、利用状況、主要な入金の原因等について必要な説明を行い、当該対象預金等債権が犯罪利用預金口座等でないことを示した上で、金融機関に対し、消滅預金等債権の額に相当する額等の支払を請求することができます。

4. 分配金の支払手続

Q19 消滅手続が行われた後、支払手続が開始されない場合として、
どのような場合があるのですか。

Q20 被害回復分配金の支払を受けることができない場合として、
どのような場合があるのですか。

Q21 支払手続においては、どのような事項が公告されるのですか。

Q22 支払手続において公告の期間はどれくらいですか。

Q23 いつ公告が始まるか、常に公告をチェックしていなければいけないのですか。

Q19 消滅手続が行われた後、支払手続が開始されない場合として、どのような
場合があるのですか。

A 消滅預金等債権の額が千円未満の場合は、消滅手続が行われた後、支払手続は行われません。(この場合、その残高に相当する資金は預金保険機構に納付されます(Q46 参照)。)

Q20 被害回復分配金の支払を受けることができない場合として、どのような
場合があるのですか。

A 犯罪により失われた財産の全部について、その填補又は賠償がされた場合や、消滅した預金等債権に係る犯罪行為に加担している場合は支払を受けることができません。

Q21 支払手続においては、どのような事項が公告されるのですか。

A

- ・ 対象預金口座等のある金融機関、店舗、預金等の種別、口座番号
- ・ 対象預金口座等の名義人の氏名、名称
- ・ 消滅預金等債権の額
- ・ 支払申請期間、方法
- ・ 被害者から振込みが行われた時期 等の事項が公告されます。

Q22 支払手続において公告の期間はどれくらいですか。

A 支払手続における公告の期間は 30 日以上とされています。

Q23 いつ公告が始まるか、常に公告をチェックしていなければいけないのですか。

A 振込先の金融機関に被害を申し出た方には、支払手続時に個別に連絡が行われますので、被害を受けた方は振込先の金融機関にお問い合わせ下さい。

5. 分配金の支払の申請

Q24 支払の申請はどのようにすればよいのですか。

Q25 支払を申請できる期間は決まっていますか。

Q26 申請を代理人にお願いしようと思っているのですが、可能ですか。

Q27 支払の申請をするためにどのような資料を準備すればよいのですか。

Q28 本人確認資料としてはどのような資料を準備すればよいのですか。

Q29 申請にあたって、申請手数料などはとられませんか。

Q30 金融機関から支払に係る公告が始まっているとの連絡があった場合、
どうすればよいのですか。

Q31 申請書と添付資料はどのようにして提出すればよいのですか。どの
金融機関に提出すればよいのですか。

Q32 被害者の決定が確定する前に、その被害者が死亡した場合は、
どうすればよいのですか。

Q33 被害者やその相続人が支払を受けることができることが決定した後、
その被害者や相続人が死亡した場合は、どうすればよいのですか。

Q34 氏名や住所に変更があったり、代理人が替わったりした場合には、
どうすればよいのですか。

Q24 支払の申請はどのようにすればよいのですか。

A 申請書(様式第一号)に必要事項を記入し、必要な資料を添付した上で振込先の金融機関に提出してください(振込みを行った金融機関から提出することも可能です。)

※ 様式第一号についてはP. 20 参照

Q25 支払を申請できる期間は決まっていますか。

A 申請期間は、支払手続が開始された旨の公告があった日の翌日から 30 日以上設けられます。申請期間内に申請できなかった場合、被害回復分配金の支払を受けることはできませんのでご注意ください。

振込先の金融機関に被害を申し出た方には、金融機関から個別に申請期間が連絡されます。詳しくは振込先の金融機関にお問い合わせください。

Q26 申請を代理人にお願いしようと思っているのですが、可能ですか。

A 申請手続を代理人に依頼することは可能です。ただし、その場合には、申請にあたって代理権を証する資料が必要となります。

Q27 支払の申請をするためにどのような資料を準備すればよいのですか。

A 支払の申請の際、例えば、以下の資料が必要です。詳しくは、申請を行う金融機関にお問い合わせください。

- ・ 本人であることや代理人であることを確認できる資料
- ・ 対象被害者等であることを証明する資料(振込明細書等)

＊ 振込明細書を紛失してしまった場合でも、申請を行うことは可能です。その場合には、振込みの内容等を金融機関に十分に説明する必要があります。

Q28 本人確認資料としてはどのような資料を準備すればよいのですか。

A 本人確認資料としては、例えば、以下の資料が必要です。詳しくは、申請を行う金融機関にお問い合わせください。

- ・ 自然人の場合には、申請の日において有効な、運転免許証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード 等
- ・ 法人の場合には、登記事項証明書、申請日前6か月以内に作成された印鑑登録証明書 等

Q29 申請にあたって、申請手数料などはとられませんか。

A 申請手数料等とはとられません。

Q30 金融機関から支払に係る公告が始まっているとの連絡があった場合、どうすればよいのですか。

A 申請書(様式第一号)に必要事項を記入し、必要な資料を添付した上で振込先の金融機関に提出してください(振込みを行った金融機関に提出し、振込先の金融機関に取り次いでもらうことも可能です。)

※ 様式第一号についてはP. 20 参照

**Q31 申請書と添付資料はどのようにして提出すればよいのですか。
どの金融機関に提出すればよいのですか**

A 申請書(様式第一号)に必要事項を記入し、必要な資料を添付した上で振込先の金融機関に持参又は郵送で提出してください(振込みを行った金融機関から提出することも可能です。)

※ 様式第一号についてはP. 20 参照

Q32 被害者の決定が確定する前に、その被害者が死亡した場合は、どうすればよいのですか。

A 故人が被害者であることが認められた場合、被害者の一般承継人であることを示す書類があれば、その方が被害回復分配金の支払を受けられる可能性があります。必要な書類については、届出先の金融機関にお問い合わせください。

Q33 被害者やその相続人が支払を受けることができることが決定した後、その被害者や相続人が死亡した場合は、どうすればよいのですか。

A 支払を受けることができる方の一般承継人が、必要な書類、申請書(様式第五号)を用意し、金融機関に届け出れば、被害回復分配金の支払を受けられる可能性があります。必要な書類については、届出先の金融機関にお問い合わせください。

※ 様式第五号についてはP. 23 参照

Q34 氏名や住所に変更があったり、代理人が替わったりした場合には、どうすればよいのですか。

A それぞれの場合について、金融機関に変更の事項を記載した届出書と、変更を説明する資料を提出する必要があります。

6. 決定及び分配金の支払

Q35 被害にあったお金は全額が支払われますか。

Q36 分配額はどのようにして決められるのですか。

Q37 自分に支払われる被害回復分配金の金額を知りたいのですが、
どうすればよいのですか。

Q38 決定表を閲覧するにはどのようにすればよいのですか。

Q39 被害回復分配金の支払はどのようにしてなされますか。

Q40 支払われた被害回復分配金には課税されますか。

Q35 被害にあったお金は全額が支払われますか。

A 被害にあったお金が全額支払われない場合や、支払が行われない場合もあります。

被害回復分配金は、預金等債権を消滅させた預金口座等の残高を原資としています。複数の被害者がいて、申請された被害金額の総額が、預金口座等の残高を超える場合には、その残高を各人の被害額で按分した額が支払われます。

また、預金等債権を消滅させた預金口座等の残高が 1,000 円未満の場合は、支払は行われません。

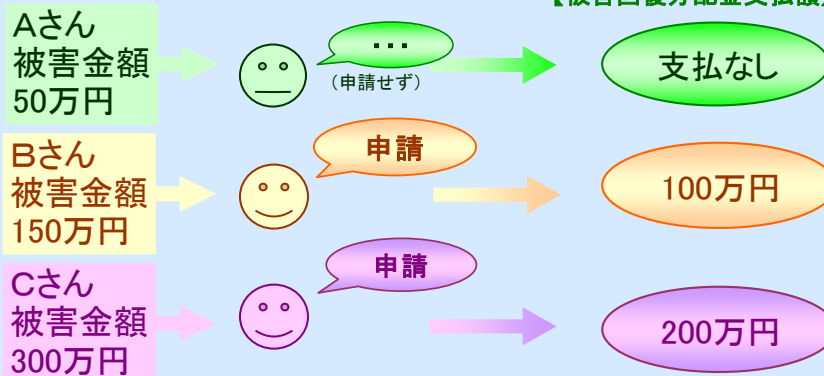
Q36 分配額はどのようにして決められるのですか。

A 支払の申請後、支払の該当者として決定された方に対して被害額が支払われます。ただし、申請された被害額の総額が、預金等の残高を超える場合には、その残高を各人の被害額で按分した額が支払われます。

按分による返還の一例

- 被害者…3名
- 被害金額…Aさん:50万円、Bさん:150万円、Cさん:300万円
(合計金額:500万円)
- 被害金額のうち、200万円が引き出されている。
(犯罪利用預金口座に滞留している金額は300万円)

【被害回復分配金支払額】



Q37 自分に支払われる被害回復分配金の金額を知りたいのですが、どうすればよいのですか。

A 分配する金額については、支払手続時に個別に連絡が行われるほか、決定表にも記載されますので、決定表等を確認することによって知ることができます

Q38 決定表を閲覧するにはどのようにすればよいのですか。

A 決定表の閲覧請求書(様式第四号)を金融機関に提出すれば、決定表を閲覧することが可能です(その際、本人確認資料(Q28 参照)の提示が必要となります。)。

なお、決定表の写しを取ることは認められていません。

※ 様式四号についてはP. 22 参照

Q39 被害回復分配金の支払はどのようにしてなされますか。

A 被害回復分配金の支払は、基本的には預金口座等への振込みによって行われます。

Q40 支払われた被害回復分配金には課税されますか。

A 支払われた被害回復分担金は、課税対象とはなりません。

なお、所得税の確定申告において、ヤミ金等の被害額を、事業所得等の必要経費としている場合には、修正申告の手続により、事業所得等の金額を訂正することになります。

ご不明な点は、税務署にお問い合わせください。

7. その他

Q41 申請期間内に申請できなかったのですが、手続終了後には、もう被害回復分配金の支払を受けることはできないのですか。

Q42 振込先の預金口座等からお金が引き出されてしまっている場合には、どのようにして被害回復を図ればよいのですか。

Q43 振り込み詐欺救済法以外の被害回復の制度はありますか。

Q44 被害回復分配金の支払を受けたら、犯人への損害賠償請求権などの請求権はどうなりますか。

Q45 被害回復分配金の支払を受ける権利を他人に譲り渡したいのですが、可能ですか。

Q46 預金等債権の消滅手続を行い、被害者等に支払を行った後で残った資金はどうなるのですか。

Q47 振り込み詐欺救済法の施行前の被害についても救済を受けることはできますか。

Q48 実際には被害者等でないのに、被害者等になりすまして申請などの手続をしたらどうなりますか。

Q41 申請期間内に申請できなかったのですが、手続終了後には、もう被害回復分配金の支払を受けることはできないのですか。

A この法律による被害回復分配金の支払を受けることはできません。なお、その場合には、犯人に対する民事上の請求等により被害の回復を図らざるをえません。

Q42 振込先の預金口座等からお金が引き出されている場合には、どのようにして被害回復を図ればよいのですか。

A 預金口座等からお金が一部引き出されている場合には、被害者等への分配額は、被害者の振込額に応じて一部減額されることになります。また、預金口座等の残高が 1,000 円未満の場合には、被害回復分配金の支払はありません。その場合には、犯人に対する民事上の請求等により、被害回復を図らざるをえません。

Q43 振り込め詐欺救済法以外の被害回復の制度はありますか。

A 詐欺罪を含む財産犯等の犯罪行為によりその被害を受けた方から得た財産等（犯罪被害財産）が、刑事裁判の確定により犯人からはく奪（没収・追徴）された場合には、所定の手続に沿って「被害回復給付金支給制度」を利用できる場合があります。被害回復給付金支給制度の詳細については、法務省ウェブサイトの Q & A をご参照ください。

○参考 被害回復給付金支給制度 Q & A（法務省ウェブサイト）

https://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji36.html

Q44 被害回復分配金の支払を受けたら、犯人への損害賠償請求権などの請求権はどうなりますか。

A 被害回復分配金の支払を受けた場合、損害賠償請求権その他の請求権は、支払を受けた額の分だけ消滅します。

Q45 被害回復分配金の支払を受ける権利を他人に譲り渡したいのですが、可能ですか。

A 被害回復分配金の支払を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。また、担保に供したり、又は差し押さえたりすることもできません。

Q46 預金等債権の消滅手続を行い、被害者等に支払を行った後で残った資金はどうなるのですか。

A 被害回復分配金の支払後に残った資金は金融機関から預金保険機構に納付されます。

預金保険機構は、その資金を、犯罪被害者等の支援の充実のために支出しています。

○参考 犯罪被害者等の支援事業について

<https://www.fsa.go.jp/policy/kyuusai/furikome/sien.html>

Q47 振り込め詐欺救済法の施行前の被害についても救済を受けることはできますか。

A 振り込め詐欺救済法の施行前の被害も救済の対象となります。

Q48 実際には被害者等でないのに、被害者等になりすまして申請などの手続をしたらどうなりますか。

A そのような成りすましをして申請などの手続をした場合には、刑法上の詐欺(未遂)罪(10年以下の懲役)が成立するほか、この法律における虚偽申請罪(50万円以下の罰金)等が成立することになります。

また、不正に被害回復分配金の支払を受けた者は、被害回復分配金を金融機関に返還しなければなりません。なお、この資金は他の本来被害回復分配金を受け取るべき被害者等に分配されます。

◆ 申請書等様式の記載例

① 別紙様式第一号

別紙様式第一号(第17条関係)

(日本産業規格A4)

被害回復分配金支払申請書

(第一面)

(提出金融機関名)		●●銀行		殿	申請日	令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日		
1. 申請人情報								
申請人	住所	〒 (▲▲▲ - ▲▲▲) ●● 都道府県 ●● 市区町村 ●●町 ▲丁目▲番▲号						
	電話・FAX番号	自宅 (▲▲▲ - ▲▲▲ - ▲▲▲) 携帯 (▲▲▲ - ▲▲▲ - ▲▲▲) FAX (▲▲▲ - ▲▲▲ - ▲▲▲) フリガナ キシュウタロウ						
	氏名・名称 ※法人の場合は名称を記載	金融 太郎						
		生年月日	▲	年	▲	月	▲	日
※申請人が個人の場合は代表者又は管理者を記載不要	住所	〒 (-) 都道府県 市区町村						
	電話・FAX番号	自宅 (-) 携帯 (-) FAX (-) フリガナ						
	氏名							
		生年月日		年		月		日
2. 代理人情報 ※弁護士等の代理人が申請を行う場合のみ記載								
代理人	住所 ※事務所がある場合は事務所の所在地を、法人の場合は当該法人の所在地を記載	〒 (-) 都道府県 市区町村						
	電話・FAX番号	自宅 (-) 携帯 (-) FAX (-) フリガナ						
	氏名・名称 ※事務所がある場合は事務所名称及び代理人氏名を、法人の場合は法人名称及び担当者氏名を記載							
		生年月日		年		月		日
3. 被害等に関する情報								
公告番号(注)		◆◆◆◆ - ◆◆◆◆ - ◆◆◆◆						
振込先の口座名義人 ※犯人の名前又は団体名が分かる場合は、併せて記載		振込 太郎						
被害額 (振込金額の合計額)	(振込金額の合計額)		▲.▲▲▲.▲▲▲ 円					
	被害額の内訳(振込みを行った年月日及び振込金額)		(例) X回目の振込金額○○.○○○円(△年□月×日)					
	・▲回目の振込金額 ▲▲▲.▲▲▲円(▲年▲月▲日) ・▲回目の振込金額 ▲▲▲.▲▲▲円(▲年▲月▲日)							
被害に遭われた状況 ※犯人からの連絡方法(電話、メール等)、振り込んだお金の名目(示談金等)、振り込んだ結果、警察署への被害届(受理番号)の有無等、できるだけ具体的に御記載ください。		息子と名乗る男から電話がかかり、交通事故を起こしたので、 示談金が至急必要だと言われた。 示談金の振込先を指定されたので、□□銀行のATMから振込を行った。						

(注)被害回復分配金の支払対象となっている振込先の預(貯)金口座に対して付与された12桁の番号を記載してください。具体的には、預金保険機構が行った「振り込め詐欺救済法に基づく公告」を御参照ください。

第二面に続きます

○ 申請人が被害者の相続人又は預(貯)金の譲受人(一般承継人)である場合には、次の欄にも御記入ください。

一般承継の理由 及びその年月日		年 月 日		により承継した。	
被害者	住所	〒 (一) 市区 都道府県 町村			
	フリガナ				
	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)			
	申請人との関係				

控除対象合計額	円			
控除対象額の内訳	填補又は賠償を受けた年月日	填補又は賠償をした者の氏名又は名称 (犯人との関係)	填補又は賠償を受けた者の氏名又は名称 (被害者等との関係)	填補又は賠償額
	年 月 日	()	()	円
	年 月 日	()	()	円

他の申請人等に関する情報	住所	〒 () 都道府県 市区町村
	電話・FAX番号	自宅 () 携帯 () FAX ()
	フリガナ	
	氏名 (法人の名称)	
	合意の内容	

受付日	年	月	日
-----	---	---	---

② 別紙様式第四号

別紙様式第四号(第27条関係)

(日本産業規格A4)

決定表閲覧請求書

(提出金融機関名)		●●銀行		殿	請求日	令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日
1. 請求人情報						
請求人	住所	〒 (*** - ****) ●● 都道府県 ●● 市区町村 ●● 町 ▲丁目▲番▲号				
	電話・FAX番号	自宅 (▲▲▲ - ▲▲▲ - ▲▲▲▲) 携帯 (▲▲▲ - ▲▲▲▲ - ▲▲▲▲) FAX (▲▲▲ - ▲▲▲▲ - ▲▲▲▲)				
	フリガナ	キノウ タロウ				
	氏名・名称 ※法人の場合は名称を記載	金融 太郎				
		生年月日		▲ 年 ▲ 月 ▲ 日 (▲ 歳)		
※請求人が個人の場合は記載不要 代表者又は管理人	住所	〒 (-) 都道府県 市区町村				
	電話・FAX番号	自宅 (- -) 携帯 (- -) FAX (- -)				
	フリガナ					
	氏名	生年月日 年 月 日 (歳)				
2. 申請人情報 ※弁護士等の代理人が請求人である場合のみ記載						
申請人	住所 ※事務所がある場合は事務所の所在地を、法人の場合は当該法人の所在地を記載	〒 (-) 都道府県 市区町村				
	電話・FAX番号	自宅 (- -) 携帯 (- -) FAX (- -)				
	フリガナ					
	氏名・名称 ※事務所がある場合は事務所名称及び代理人氏名を、法人の場合は法人名称及び担当者氏名を記載	生年月日 年 月 日 (歳)				
3. 閲覧等に関する情報						
公告番号(注)		◆◆◆◆ - ◆◆◆◆ - ◆◆◆◆				
閲覧請求事項		●●●●●●				
閲覧目的		●●のため				
閲覧希望日時		令和▲年▲月▲日 午前▲時				
閲覧希望場所		●●銀行 ●●支店				

(注)被害回復分配金の支払対象となっている振込先の預(貯)金口座に対して付与された12桁の番号を記載してください。具体的には、預金保険機構が行った「振り込め詐欺救済法に基づく公告」を御参照ください。

③ 別紙様式第五号

別紙様式第五号(第29条関係)

(日本産業規格A4)

支払担当者決定が行われた者についての一般承継届出書

(第一面)

(提出金融機関名)		●●銀行	殿	届出日	令和 ▲ 年 ▲ 月 ▲ 日
-----------	--	------	---	-----	----------------

1. 届出人情報					
届出人	住所	〒 (*** - ****) ●● 都道府県 ●● 市区町村 ●●町 ▲丁目▲番▲号			
	電話・FAX番号	自宅 (▲▲▲ - ▲▲▲ - ▲▲▲▲) 携帯 (▲▲▲ - ▲▲▲ - ▲▲▲▲) FAX (▲▲▲ - ▲▲▲ - ▲▲▲▲)			
	フリガナ	キンユウ ハナコ			
	氏名・名称 ※法人の場合は名称を記載	金融 花子			
		生年月日	▲ 年 ▲ 月 ▲ 日 (▲ 歳)		
※届出人が個人の場合は記載不要	住所	〒 (-) 都道府県 市区町村			
	電話・FAX番号	自宅 (-) 携帯 (-) FAX (-)			
	フリガナ				
	氏名				
		生年月日	年 月 日 (歳)		

2. 代理人情報 ※弁護士等の代理人が申請を行う場合のみ記載					
代理人	住所 ※事務所がある場合は事務所の所在地を、法人の場合は当該法人の所在地を記載	〒 (-) 都道府県 市区町村			
	電話・FAX番号	自宅 (-) 携帯 (-) FAX (-)			
	フリガナ				
	氏名・名称 ※事務所がある場合は事務所名称及び代理人氏名を、法人の場合は法人名称及び担当者氏名を記載				
		生年月日	年 月 日 (歳)		

3. 承継等に関する情報					
公告番号(注)		◆◆◆◆ - ◆◆◆◆ - ◆◆◆◆			
一般承継の理由及びその年月日		▲ 年 ▲ 月 ▲ 日 相続 により承継した。			
支払受該けた者決定	住所	〒 (*** - ****) ●● 都道府県 ●● 市区町村 ●●町 ▲丁目▲番▲号			
	フリガナ	キンユウ タロウ			
	氏名	金融 太郎			
	届出人との関係	父			
		生年月日	▲ 年 ▲ 月 ▲ 日 (▲ 歳)		

(注)被害回復分配金の支払対象となっている振込先の預(貯)金口座に対して付与された12桁の番号を記載してください。具体的には、預金保険機構が行った「振り込め詐欺救済法に基づく公告」を御参照ください。

第二面に続きます

(第二面)

4. 被害回復分配金の支払を受けるために必要な情報									
分配金の受取りを希望する (貯)金口座	口座名義人	フリガナ	キヌウ ハナコ						
		氏名 (法人の名称)	金融 花子						
	金融機関名		□□	銀行 信用金庫 信用組合 その他 ()	□□	本店・支店 出張所			
		預金種別	1. 普通預金 2. 当座預金	口座番号					
	ゆうちょ銀行	(ゆうちょ銀行での受取りを希望する場合は、次の欄に通帳記号・通帳番号を記入)※金融機関名等の記載は不要							
	通帳記号					通帳番号			
その他の必要な事項 ※特段なければ記載不要									

○ 支払を受けるべき被害回復分配金の額の割合について、他の届出人等と合意がある場合には、次の欄にも御記入ください。

他の届出人等に関する情報	住所	〒 (—)		都道府県		市区町村	
	電話・FAX番号	自宅 (—)	携帯 (—)		FAX (—)		
	フリガナ						
	氏名 (法人の名称)						
	合意の内容						

◆ 用語の解説

振込利用犯罪行為	詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法としてその被害を受けた者からの預金口座等への振込みが利用されたもの。
犯罪利用預金口座等	振込利用犯罪行為において、振込利用犯罪行為の振込先となった預金口座等のこと。（資金の移転を目的として利用されたものが含まれる場合もある。）
消滅手続	犯罪利用預金口座等について、当該預金口座等に係る債権を消滅させる手続のこと。
消滅預金等債権	預金保険機構による預金等債権の消滅手続の開始の公告後、一定期間内（60 日以上）に権利行使の届出等がなされず、権利が消滅した預金等債権のこと。

**振り込め詐欺の救済を名乗る詐欺に
ご注意ください！**



* 振り込め詐欺救済法の手続において、ＡＴＭの操作だけで預金口座等にお金が振り込まれることはありません。